

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 6年 7月 16日～ 11年 7月 15日までの 5年間

2. 内容

目標 産前産後休業や育児休業等、各法律に沿った制度の周知

＜対策＞

○育児介護休業法、雇用保険法、健康保険法等の給付制度について社員全員を対象として理解してもらう

- 7年 4月～ 育児休業給付、出産手当金等のリーフレットを厚生労働省ホームページより入手
- 7年 5月～ 全社員へリーフレットを配布
質問があった場合は、外部の専門家に相談して社員へ内容説明
- 7年11月～ 法改正の都度で関連のあるリーフレットが出たら、社員へ配布